

代決報告第 2 号

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

広島市立中央図書館条例の一部改正議案に対する意見の申出について

広島市立中央図書館条例の一部改正議案(別紙)について、令和 7 年 1 月 2 9 日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第 号議案

令和 7 年 2 月 日提出

広島市立中央図書館条例の一部改正について

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例

広島市立中央図書館条例（昭和 4 9 年広島市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「広島市中区基町 3 番 1 号」を「広島市南区松原町 9 番 1 号」に改める。

第 1 2 条を第 1 9 条とし、第 1 1 条を第 1 8 条とする。

第 1 0 条中第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「建物」を「施設」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 多目的室の使用許可に関すること。

第 1 0 条を第 1 7 条とし、第 9 条を第 1 6 条とし、第 8 条を第 1 5 条とする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 4 条及び第 1 0 条の規定の適用については、第 4 条及び第 1 0 条

各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「第14条第1項の指定管理者」とする。

第7条を第14条とする。

第6条中「建物」を「施設」に、「き損」を「損傷」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(市の損害賠償責任)

第13条 本市は、第10条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。

第5条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、多目的室を許可を受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号に規定する事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、多目的室の使用を終了したとき、又はその使用許可

を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第7条 多目的室を使用しようとする者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際、納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

(1) 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額

(2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

第3条の次に次の2条を加える。

(使用の許可)

第4条 中央図書館の多目的室（以下「多目的室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、中央図書館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

別表中「第5条」を「第8条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第7条関係）

区 分	使用料の額（1時間までごとに）
多目的室	1室につき 2, 150円

備考 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 使用許可等の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

中央図書館を移転するため、その位置を改めるとともに、同図書館に新たに多目的室を設置するため、その使用料を定める等所要の改正を行う必要がある。

広島市立中央図書館条例新旧対照表

現 行	改 正
第1条 (略) (位置) 第2条 中央図書館は、<u>広島市中区基町3番1号</u>に置く。 第3条 (略) (新設) (新設) 第4条 (略) (新設)	第1条 (現行に同じ。) (位置) 第2条 中央図書館は、<u>広島市南区松原町9番1号</u>に置く。 第3条 (現行に同じ。) <u>(使用の許可)</u> 第4条 <u>中央図書館の多目的室(以下「多目的室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 <u>教育委員会は、前項の許可をする場合において、中央図書館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</u> <u>(使用の制限)</u> 第5条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</u> (1) <u>秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (2) <u>多目的室を損傷するおそれがあるとき。</u> (3) <u>会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。</u> (4) <u>その他管理運営上支障があるとき。</u> 第6条 (現行に同じ。) <u>(使用料)</u> 第7条 <u>多目的室を使用しようとする者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。</u> 2 <u>前項の使用料は、使用許可の際、納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 <u>市長は、公共又は公益の目的のために使用する</u>

現 行	改 正
(手数料) 第5条 図書館資料を複写したものの交付を受けようとする者は、その申請の際、<u>別表</u>に定める額の手数料を納付しなければならない。 2・3 (略) (新設) (新設) (新設)	<u>とき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u> 4 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。</u> (1) <u>第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額</u> (2) <u>使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額</u> (3) <u>使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額</u> (手数料) 第8条 図書館資料を複写したものの交付を受けようとする者は、その申請の際、<u>別表第2</u>に定める額の手数料を納付しなければならない。 2・3 (現行に同じ。) <u>(目的外使用等の禁止)</u> 第9条 <u>使用者は、多目的室を許可を受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。</u> <u>(使用許可の取消し等)</u> 第10条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。</u> (1) <u>使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。</u> (2) <u>使用者が使用条件に違反したとき。</u> (3) <u>第5条各号に規定する事態が発生したとき。</u> <u>(原状回復義務)</u> 第11条 <u>使用者は、多目的室の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。</u>

現 行	改 正						
(損害賠償義務) <u>第6条</u> 中央図書館の<u>建物</u>、設備、備品、図書館資料等を<u>き損</u>し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (新設) (指定管理者による管理) <u>第7条</u> 中央図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 (新設) <u>第8条・第9条</u> （略） (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第10条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) （略） (新設) (2) （略） (3) 中央図書館の<u>建物</u>並びに設備及び備品の維持管理に関すること。 (4) （略） <u>第11条・第12条</u> （略） (新設)	(損害賠償義務) <u>第12条</u> 中央図書館の<u>施設</u>、設備、備品、図書館資料等を<u>損傷</u>し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (市の損害賠償責任) <u>第13条</u> 本市は、<u>第10条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。</u> (指定管理者による管理) <u>第14条</u> （現行に同じ。） <u>2 前項の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条及び第10条の規定の適用については、第4条及び第10条各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「第14条第1項の指定管理者」とする。</u> <u>第15条・第16条</u> （現行に同じ。） (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第17条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) （現行に同じ。） (2) <u>多目的室の使用許可に関すること。</u> (3) （現行に同じ。） (4) 中央図書館の<u>施設</u>並びに設備及び備品の維持管理に関すること。 (5) （現行に同じ。） <u>第18条・第19条</u> （現行に同じ。） <u>別表第1（第7条関係）</u> <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料の額（1時間までごとに）</th></tr> <tr> <td>多目的室</td><td>1室につき2,150円</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活</td></tr> </table>	区分	使用料の額（1時間までごとに）	多目的室	1室につき2,150円	備考	商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活
区分	使用料の額（1時間までごとに）						
多目的室	1室につき2,150円						
備考	商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活						

現 行	改 正																		
別表（第5条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>カラー複写による写しの交付</td><td>用紙1枚につき</td><td>20円（用紙の両面を用いるときは、40円）</td></tr><tr><td>その他の写しの交付</td><td>用紙1枚につき</td><td>10円（用紙の両面を用いるときは、20円）</td></tr></table> 備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。	区分	単位	手数料の額	カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）	その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）	動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。 別表第2（第8条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>カラー複写による写しの交付</td><td>用紙1枚につき</td><td>20円（用紙の両面を用いるときは、40円）</td></tr><tr><td>その他の写しの交付</td><td>用紙1枚につき</td><td>10円（用紙の両面を用いるときは、20円）</td></tr></table> 備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。	区分	単位	手数料の額	カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）	その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）
区分	単位	手数料の額																	
カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）																	
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）																	
区分	単位	手数料の額																	
カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）																	
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）																	